⑸　代替庁舎の確保

各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定めるものとする。この場合において、東京都心部以外の代替庁舎は、第３章１を踏まえ、立川広域防災基地周辺を基本に検討するものとし、第３章１に係る代替庁舎の確保、代替庁舎への職員の移動手段、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについて、内閣府における検討と併せて、検討するものとする。さいたま新都心等の他の地域に代替庁舎を確保するときは、立川広域防災基地との間の通信・情報システムや輸送経路の確保についても、検討するものとする。

４　教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

⑴　教育の実施

各府省等は、その職員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について教育を行うものとする。

⑵　訓練の実施

政府は、閣僚等の参集、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的に訓練を実施するものとする。

各府省等は、その所掌に係る金融、医療、燃料、物流等の分野ごとに必要な訓練を横断的に実施するよう、関係する地方公共団体、指定公共機関、民間事業者等に要請するとともに、これらの者と合同で訓練を実施するものとする。

⑶　評価の実施及び計画の見直し

政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。

各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。

第３章　行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

１　代替拠点への移転

緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。

①　内閣府（中央合同庁舎第８号館。ただし、同庁舎が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第５号館）

②　防衛省（中央指揮所）

③　立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）

政府は、当該場所を中心に、緊急災害対策本部を含む非常時優先業務の実施に係る総合調整等を行う体制を整備する。

２　中央省庁の代替庁舎への移転

各府省等は、第２章第１節７による内閣府のあっせんによっては中央省庁の庁舎において非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合、１により代替拠点に移転した場合等に、自主的な判断により、第２章第２節３⑸に基づき、省庁業務継続計画に定めた代替庁舎に移転する。

３　今後の検討課題

総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。

今後、第１章４の被害想定を上回る事態も想定し、１に定める場所以外の代替拠点への移転に関し、非常時優先業務を、引き続き東京都心部で実施するもの、代替拠点に移転して実施するもの、大臣等の権限を地方支分部局等の長に委任するもの等に仕分けた上で、代替拠点に移転する職員の規模及び移転する期間について検討するものとする。また、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、大規模地震に係る現地対策本部の設置予定箇所、各府省等の地方支分部局が集積する都市（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等）等代替拠点と成り得る地域を対象に、代替拠点への職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについても検討するものとする。

○内閣府告示第百三十一号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第七条第一項の規定に基づき、首都中枢機能維持基盤整備等地区を次のとおり指定したので、同法第七条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

首都中枢機能維持基盤整備等地区

都県名	区域
東京都	千代田区、中央区、港区及び新宿区の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十六年三月二十八日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第百三十二号

平成二十三年内閣府告示第十七号（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件）は、平成二十六年五月十九日限り、廃止する。

平成二十六年五月十六日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

○農林水産省・経済産業省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十六年四月財務省・農林水産省・経済産業省告示第五号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十六年五月十六日　　財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充